

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年2月15日 23時00分ごろ
発生場所	山口県 ^{ひらお きごう} 平生町佐合島南西岸 周防 ^{すおういかだせ} 筏瀬灯標から真方位068°540m付近 (概位 北緯33°52.0′ 東経132°03.7′)
事故の概要	引船はやふじは、バージ K103 をえい航して北西進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年2月16日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 はやふじ、19トン 139-18広島、有限会社なみふじ B バージ K103、総トン数不詳 なし、内海船舶有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型
負傷者	軽傷 1人（甲板員）
損傷	A 船底外板に擦過傷 B なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 不良 海象：波高 約1.0m、潮汐 高潮時
事故の経過	A 船は、船長ほか2人が乗り組み、B船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、船長が単独で船橋当直につき、佐合島南東方沖を約5ノットの対地速力で手動操舵により北西進していた。 船長は、操舵スタンドの後方に立ち、台に寄り掛かった姿勢で見張り及び操船に当たっていたところ、眠気を感じたものの、間もなく変針予定場所なので、居眠りに陥ることはないと思い、同じ姿勢で操船を続け、いつしか居眠りに陥った。 A船引船列は、変針予定場所を通過して航行を続け、A船が佐合島南西岸の岩場に乗り揚げた。 A船の喫水は、船首不詳、船尾約2.6mであった。
分析	A船引船列は、単独で船橋当直についていた船長が、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して航行を続け、A船が佐合島南西岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、眠気を感じた際、台に寄り掛かった楽な姿勢で操船を続けたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、単独で船橋当直についていた船長が、居眠りに陥

	<p>ったため、変針予定場所を通過して航行を続け、A船が佐合島南西岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 単独で船橋当直中に眠気を感じた場合には、同じ姿勢でいることを続けず、身体を動かしたり、外気に当たったりするなど、居眠りを防止する措置を採ること。